

他の内閣府令等の改正に係る新旧対照表

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	（附則第十六条）	1
長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	（附則第十七条）	5
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	（附則第十八条）	9
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	（附則第十九条）	13
金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令		
（平成四年大蔵省令第六十九号）	（附則第二十条）	17
金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令		
（平成四年大蔵省令第六十九号）	（附則第二十一条）	18
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則		
（平成十一年総理府・大蔵省令第三十一条）	（附則第二十二條）	20
特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府・大蔵省令第三十二号）	（附則第二十三条）	23
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	（附則第二十四条）	24
投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）	（附則第二十五条）	27
内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則		
（平成十五年内閣府令第十三号）	（附則第二十六条）	29
内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則		
（平成十七年内閣府令第二十一号）	（附則第二十七条）	30
内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則		
（平成十七年内閣府令第二十一号）	（附則第二十八条）	33
内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則		
（平成十七年内閣府令第二十一号）	（附則第二十九条）	36
金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	（附則第三十条）	39
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）	附則第一条	
第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則		

（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）	（附則第三十一条）	.....	40
金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）	（附則第三十二条）	.....	41
金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）	（附則第三十三条）	.....	42

改正案	現行
<p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>） （略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は</p>	<p>（銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>） （略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更</p>

同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法

新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法

第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命  
ぜられた役員

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業  
等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業  
協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業  
法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締  
役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

于 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等  
協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同  
組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しく  
は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭  
和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法  
令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令によ  
る刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑  
の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

（新設）

法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業  
等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業  
協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業  
の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解  
任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれ  
らに準ずる者

于 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等  
協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同  
組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等  
に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締  
りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれら  
に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当  
する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を  
終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五  
年を経過しない者

五・六（略）

改正案	現行
<p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>～（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五</p>	<p>（長期信用銀行代理業の許可の審査）</p> <p>第二十五条の十六 金融庁長官等は、法第十六条の五第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第十六条の六第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>～（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法</p>

第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているから までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の

第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 準用銀行法第五十二条の十五第一項の規定による法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、銀行法第五十二条の五十六第一項（法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の



許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組

許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項及び第二項ただし書の認可を取り消された場合、又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第十六条の五第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の認可、許可若しくは登録を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

（新設）

法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組

合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

手 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

手 法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

改正案	現行
<p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は</p>	<p>（信用金庫代理業の許可の審査）</p> <p>第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更</p>

同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

） (略)

貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命

ぜられた役員

協同組合法第二百一十一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

） (略)

(新設)

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五・六（略）

改正案	現行
<p>（信用協同組合代理業の許可の審査）</p> <p>第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五</p>	<p>（信用協同組合代理業の許可の審査）</p> <p>第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。トにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者</p> <p>（略）</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七条第一項の規定により同法</p>

第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、

第三条第一項の登録を取り消された場合

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている から までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

亦 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第二百一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百一条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、



銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、

銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項若しくは貸金業の規制等に関する法律第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

（略）

（新設）

法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、

農林中央金庫法若しくは貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五・六（略）

農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

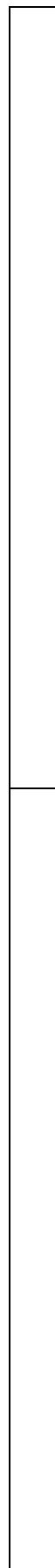
五・六（略）

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の十第五項及び第四十一条の五第三項</p> <p>九〇三十五（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十五条第二項及び第四十二条第三項</p> <p>九〇三十五（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の第五項、第二十四条の十七第三項、第二十四条の四十九第二項、第四十一条の五第三項及び第四十一条の三十第三項</p> <p>九〇三十五（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項及び第八十五条の五並びに第八十七条第四号の規定に基づく検査並びに金融商品取引法第九十四条の七第二項、及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の第五項及び第四十一条の五第三項</p> <p>九〇三十五（略）</p> <p>二〇四（略）</p>



改正案	現行
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号</p> <p>六（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第四条 法第四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号</p> <p>六（略）</p> <p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第五条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し</p> <p>三（略）</p> <p>2（略）</p>

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に<sup>一</sup>当該各号に定める書類（当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 貸金業法第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し

七 (略)

2・3 (略)

別紙様式第1号(第3条関係)

(日本工業規格A4)

1.～5. (略)

6. 金融会社等の種類

貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に<sup>一</sup>当該各号に定める書類（当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

六 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があつた場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し

七 (略)

2・3 (略)

別紙様式第1号(第3条関係)

(日本工業規格A4)

1.～5. (略)

6. 金融会社等の種類

貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者

<p>(略)</p> <p>貸金業法施行令第1条の2第3号に掲げる者  <u>貸金業法施行令第1条の2第4号に掲げる者</u></p> <p>(削る)</p> <p>— (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>(略)</p> <p>貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第3号に掲げる者  <u>貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者</u>  <u>貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第5号に掲げる者</u></p> <p>(略)</p> <p>— (略)</p> <p>7. (略)</p>
--	---



改正案	現行
<p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定金融会社等が貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条の二第三号</u>に掲げる者である場合には、<u>第一項の貸付金</u>は、前項に掲げるもののほか、コール資金を含むものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(貸付金の記載方法)</p> <p>第七条 貸付金は、貸付金その他適当と認められる名称を付した科目をもって資産の部に掲記しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定金融会社等が貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条第三号</u>に掲げる者である場合には、<u>第一項の貸付金</u>は、前項に掲げるもののほか、コール資金を含むものとする。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案	現行
<p>（受益証券の記載事項）</p> <p>第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ 公社債投資信託（有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）については次に掲げるものに限り投資として運用すること</p> <p>（国債証券又は外国国債証券に係る金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物についての同法第二十八条第八項第三号に掲げる取引を含む。）とされている証券投資信託をいう。第二十五条第二号において同じ。）</p> <p>・（略）</p> <p>金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成</p>	<p>（受益証券の記載事項）</p> <p>第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によつて買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ 公社債投資信託（有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）については次に掲げるものに限り投資として運用すること</p> <p>（国債証券又は外国国債証券に係る金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物についての同法第二十八条第八項第三号に掲げる取引を含む。）とされている証券投資信託をいう。第二十五条第二号において同じ。）</p> <p>・（略）</p> <p>金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成</p>

五年法律第四十四号（第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るもの

）（略）

ロ・八（略）

（運用報告書の交付を要しない場合）

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債信託に係るものである場合

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産以下この号において「有価証券等」という。）とすること。

・（略）

銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令

五年法律第四十四号（第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るもの

）（略）

ロ・八（略）

（運用報告書の交付を要しない場合）

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債信託に係るものである場合

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産以下この号において「有価証券等」という。）とすること。

・（略）

銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令

第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るもの

ロ  
ㇿ  
（略）

第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るもの

ロ  
ㇿ  
（略）

改正案	現行
<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項第に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年</p> <p>イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産以下この号において「有価証券等」という。）又はデリバティブ取引（価格変動、金利変動及び為替変動により損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）に係る権利とすること。</p> <p>・（略）</p> <p>銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債</p>	<p>（運用報告書の作成等の期日）</p> <p>第五十九条 法第十四条第一項第に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年</p> <p>イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産以下この号において「有価証券等」という。）又はデリバティブ取引（価格変動、金利変動及び為替変動により損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）に係る権利とすること。</p> <p>・（略）</p> <p>銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸付業</p>

権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権

）  
（略）

口  
子  
（略）  
2  
（略）

の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託）当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権

）  
（略）

口  
子  
（略）  
2  
（略）

内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>別表（第一条関係） 一～二十四（略） 二十五 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号） 二十六～五十八（略）</p>	<p>別表（第一条関係） 一～二十四（略） 二十五 貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号） 二十六～五十八（略）</p>

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第一（第二条関係）	(略)	別表第一（第三条関係）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	(略)	貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）	第十九条
第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係）	(略)	別表第二（第四条関係）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



貸金業法	第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）	別表第三（第五条関係）	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
貸金業法	第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）		
貸金業の規制等に関する法律	第十九条	別表第三（第五条関係）	(略)
(略)	(略)	貸金業の規制等に関する法律	第十九条

(略)	(略)	(略)	(略)
別表第四(第八条関係)	(略)	別表第四(第八条関係)	(略)
(略)	長期信用銀行法施行規則 第十八条の四第一項並びに 第二十五条の八の二第二項 及び第三項	(略)	(略)
貸金業法	第十九条の二(第二十四条第 二項、第二十四条の二第二 項、第二十四条の三第二項、 第二十四条の四第二項及び 第二十四条の五第二項にお いて準用する場合を含む。)	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）	別表第一（第二条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第四条関係）
(略)	(略)	(略)	(略)
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
(略)		(略)	

(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の四十七
(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)
(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において
(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)
(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において

(略)	(略)	準用する場合を含む。( )及び第二十四条の四十七
(略)	(略)	準用する場合を含む。( )

内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第三条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	第十二条の四第二項、第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	第十九条（第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四十七
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第四条関係）		別表第二（第四条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	貸金業法	第十二条の四第二項、第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。 ) 及び第二十四条の四十七
(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)
(略)	(略)	貸金業法	第十二条の四第二項、第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四
(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。 ) 及び第二十四条の四十七
(略)	(略)	別表第三(第五条関係)	(略)
(略)	(略)	貸金業法	第十九条(第二十四条第二項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二

(略)	(略)	<p>条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の四十七</p>
(略)	(略)	<p>十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する場合を含む。)及び第二十四条の四十七</p>



改正案	現行
<p>（弊害防止措置の適用除外の承認申請）</p> <p>第五十一条 次に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）がそれぞれ内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために、第五十三条第七号に規定する行為をすることについて金融商品取引業者が法第四十四条の三第一項ただし書の承認を受けようとする場合は、当該金融商品取引業者は、承認を受けようとする業務について承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該金融商品取引業者の親法人又は子法人等である次に掲げる者</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>七（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（弊害防止措置の適用除外の承認申請）</p> <p>第五十一条 次に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）がそれぞれ内部管理に関する業務の全部又は一部を行うために、第五十三条第七号に規定する行為をすることについて金融商品取引業者が法第四十四条の三第一項ただし書の承認を受けようとする場合は、当該金融商品取引業者は、承認を受けようとする業務について承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 当該金融商品取引業者の親法人又は子法人等である次に掲げる者</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>七（略）</p> <p>2～5（略）</p>

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号</p>	<p>（登録申請書のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号</p>

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～8（略）            9 信用機構対応室に、室長を置く。            10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。            一 次に掲げる者の監督に関すること。            イ 貸金業を営む者及び貸金業協会            ロ～二（略）            二 商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第四号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。            三（略）            11～14（略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～8（略）            9 信用機構対応室に、室長を置く。            10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。            一 次に掲げる者の監督に関すること。            イ 貸金業を営む者            ロ～二（略）            二 住宅金融会社等（貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号及び第五号に掲げる者をいう。）の届出の受理及び実態調査に関すること。            三（略）            11～14（略）</p>

改正案	現行
<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～8（略）            9 信用機構対応室に、室長を置く。            10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。            一 次に掲げる者の監督に関すること。            イ 貸金業を営む者、貸金業協会、指定信用情報機関、指定試験機関及び登録講習機関            ロ～二（略）            二・三（略）            11～14（略）</p>	<p>（監督調査室等及び監督企画官等）            第八条（略）            2～8（略）            9 信用機構対応室に、室長を置く。            10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。            一 次に掲げる者の監督に関すること。            イ 貸金業を営む者及び貸金業協会            ロ～二（略）            二・三（略）            1～14（略）</p>